

平成30年 6 月12日

1. 出席議員

1 番	大 坪	久美子	14番	吉 田	達 志
2 番	橋 本	正 敏	15番	寺 尾	高 良
3 番	田 中	栄 一	16番	栗 原	吉 平
4 番	堤	康 幸	17番	樋 口	良 夫
5 番	高 橋	信 広	18番	三 角	真 弓
6 番	小 川	栄 一	19番	井 本	政 弘
7 番	石 橋	義 博	20番	中 島	富 定
8 番	伊 井	渡	21番	森	茂 生
9 番	牛 島	孝 之	22番	栗 山	徹 雄
10番	萩 尾	洋	23番	井 上	賢 治
11番	角 田	恵 一	24番	松 崎	辰 義
12番	服 部	良 一	25番	樋 口	安癸次
13番	中 島	信 二	26番	川 口	誠 二

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	古 賀 安 博
事務局参事兼次長	秋 山 勲
書 記	坂 本 裕美子
書 記	中 園 弘 一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市長	中園	昌秀
副	市長	鎌田	久義
教	育長	橋本	吉史
総	務部長	石井	稔郎
企	画部長	井手	勇一
市	民部長	松尾	一秋
健	康福祉部長	坂井	明子
建	設経済部長	松延	久良
教	育部長	永溝	弘幸
総	務課長	野田	勝広
財	政課長	田中	和己
防	災安全課長	石川	幸一
税	務課長	丸山	隆
市	民課長	栗秋	克彦
子	育て支援課長	平島	英敏
建	設課長	山口	英二
農	業振興課長	原	信也
商	工・企業誘致課長	仁賀木	大助
社	会教育課長	山口	昭弘
黒	木支所長	井上	秀樹

議事日程第5号

平成30年6月12日（火） 開議 午前10時

日 程

第1 議案審議

- ・質 疑（委員会付託）
 - ・討 論
 - ・採 決
-

本日の会議に付した事件

第1 議案審議

- 報告第2号 八女市土地開発公社の平成29年度決算及び平成30年度事業の計画の報告について
- 報告第3号 平成29年度八女市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 議案第54号 八女市大淵体験交流施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第55号 八女市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第56号 八女市乳幼児・こども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第57号 八女市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第58号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第59号 八女市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
- 議案第60号 字の区域の変更について
- 議案第61号 市道路線の変更について
- 議案第62号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 議案第63号 平成30年度八女市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 平成30年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 八女市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第66号 財産の取得について
-

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。お知らせいたします。お手元に委員会分科会日程表を配付いたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成り立たしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定によりお手元に配付をいたしておりますので、御了承願います。

日程第1 議案審議

○議長（川口誠二君）

日程第1. 議案審議を行います。

報告第2号 八女市土地開発公社の平成29年度決算及び平成30年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人は毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類を作成し、議会に提出するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第3号 平成29年度八女市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、議会に報告するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

議案第54号 八女市大淵体験交流施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○21番（森 茂生君）

交流施設、図工室に空調設備ということですが、この図工室は主にどのようなこと

が行われているのか、お尋ねします。

○社会教育課長（山口昭弘君）

図工室と申しますのは、そのとおりでございまして、工作とか、そういうものを行っております。ただ、その部屋が若干広うございますが、食事等にも使える部屋になっておりますので、食事等の利用もございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

この条例が施行されたのが平成27年12月だろうと思いますけれども、まだ3年もたっていないわけですが、当初は空調施設は必要ないということで入れてなかったんだろうと思います。ところが、そう長くない時期に新たに空調施設を入れなければならないことになったんだろうと思いますけれども、この空調施設をきちっとした工事をもってされるのか、あるいはあらかじめ準備ができていますので、ちょっとつなぐだけで空調施設が入るのか、そこら辺のところをお聞かせいただきます。

○社会教育課長（山口昭弘君）

工事につきましては、新たにちゃんとした設備を設けます。

それと、2年たってということでございますが、先ほど申しましたように、この図工室をお客様が多いときは食事の場所として利用してまいっております。そういうことで、サービス向上のためにやはり食事等を提供する場合は空調設備があったほうが良いという判断のもとに今回増設するものでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

そしたら、もともと図工室ですので、食事はそこでしないという前提で行われてきたのが、食事もそこでするようになったから入れるということですか。そこら辺をはっきり答弁をお願いします。

○社会教育課長（山口昭弘君）

おっしゃいましたように、食事もその場所で提供するようになったということで、別に食事を提供する場所はございますが、サービス向上のためにそこにも空調設備を入れて提供するというところでございます。

○21番（森 茂生君）

別にあるわけでしょう。ですから、当初は想定していなかったけれども、このようなことになったということだろうと思いますけれども、当初は計画していなかったのが、このようなことになったから入れるということだろうと思います。なぜそのようなことになったのか、お尋ねします。

○社会教育課長（山口昭弘君）

当初はその場所は図工室ということでの目的に使うことでしておりましたが、泊まりのお客さん等が多い場合、そこで食事を提供するということになりましたので、今まではそういう想定をしておりませんでした。食事も提供できるように空調設備を造成するというところでございます。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第55号 八女市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○3番（田中栄一君）

今回の条例の一部改正につきましては、平成29年12月26日に閣議決定をされました平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に基づきまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成30年4月1日に施行されたことに伴いまして、条例の一部を改正されるものであります。

この中で確認しておきたいことがありますので、何点かお尋ねをしたいと思います。

まず、第4号の教諭となる資格を有する者が免許状を有する者と、基礎資格が明確化され、教諭免許状を取得した者を基礎資格の対象とされております。教諭となる資格とは大学及び短大において学位または単位を取得した者を指しますし、免許状を有する者とは教諭となる資格を持った者が都道府県教育委員会から免許状を授与された者を指すと解釈しております。

が、これに間違いはございませんか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

教諭免許については更新を必要とするという項目もございますけれども、これまでも運用上、教諭免許を引っさかっている方、全ての方を対象にしております。具体的に、期間等の更新をしなくても免許さえ取得をしておれば、いわばその対象となるということでの解釈としての改正でございます。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

明らかに教諭となる資格と免許状を有する者というのは別個のものだと私は理解しておりますけれども、それは免許を更新される方、されない方いると思うんですけれども、そこはいいんですが、現在、八女市内に16の学童保育所がございますね。現在、従事されている放課後児童支援員で、教諭となる資格によって従事されている方の把握はできておりますか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

子育て支援員としての資格の詳細にわたりますとは、申しわけございません、把握をしていないところでございます。ただ、県が実施します8月ぐらいに講習会を実施しておる、その資格については子育て支援課のほうで把握をさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

放課後児童支援員の基礎資格というものの確認はできていないけれども、支援員の確認はできているということで理解いたします。

その教諭の資格においてなっておられる方、今回の条例改正によって放課後児童支援員資格、これの身分というものは従来どおりなんでしょうか、それとも何か新たに講習を受けなければならないとか、そういうふうなことが発生するのでしょうか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

この条文につきましては、放課後児童支援員の認定資格研修会を受講する資格でございますので、これまでどおり、県が実施します認定資格研修会を受講する必要があるというのは全く変わりはありません。免許の更新ができていなくても対象なんですよという位置づけが定められたと解釈をしているところでございます。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

ちょっとしつこいようなんですけれども、その方々、要するに教諭となる資格を持つ者が

新たに支援員を受講したいという場合の基礎資格の対象、これについては明確に教諭免許を持たなければ外れるわけですね。ということであれば、何か高校卒業等というふうな感じの基礎資格の対象という考え方でよろしいのでしょうか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

資格の対象者といたしましては、教員免許を持っていらっしゃる方、さらには福祉関係の資格を持っていらっしゃる方については、具体的には経験年数は必要ございません。すぐに講習会を受けることができます。高校卒業以上の方につきましては、2年以上の資格を継続してされることによって、その受講資格が発生いたします。さらには、それ以下、中学校卒業以下の方については、これまで門戸がなかったということなんですけれども、同条の10号で新設されて、5年以上の資格という形に門戸が広がってきたということでございます。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

一部を聞いて全体を説明していただきましたけれども、第4号の教育職員免許法に規定する免許状を有する者という規定では、現に有効な免許を所持する者しか該当しないという解釈が成り立ってくると思うんですね、この条例だけでいけば。ところが、厚生労働省は更新講習を受講、あるいは修了していなくても、また免許状の有効期間を経過していても、基礎資格は有するものという見解を出しております。その点について、周知の指示等を出しますということなんです、そこら辺についての指示等は既にありましたか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

本件の条例改正に伴っての国から、さらには県からの文書が担当課のほうに参っているところでございます。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

次に、今回、放課後児童支援員の資格要件が新たに設置された第10号によって、義務教育卒業者まで拡大されておりますけれども、これについてパブリックコメントでは質や専門性が低下することが懸念されております。5年以上の実務経験があり、市長が適当と認める者、これについては基礎資格の対象とするということなんですけれども、市長が適当と認めるための基準についてどう考えているのか。ばらつきが出てきても困りますし、そのようなことでもいかんと思いますけれども、厚生労働省ではどのような観点から適当と認めるかについて追って連絡すると、示すことになっておるようでございますが、そこら辺の適当と認めるための基準、こういったものについては八女市としては厚生労働省の通知によってどう考えてあるのか、お尋ねします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

継続的に5年以上の経験を有するということが、断続的な経験ではなくて継続的な経験を有していただくことが基本になってまいります。それまでの放課後児童支援員として学童保育所で勤務いただいた内容を確認いたしまして、継続的に5年以上従事いただいていることを確認の内容としていきたいと考えているところでございます。

○3番（田中栄一君）

最後に、新設された第10号では基礎資格の対象に放課後児童健全育成事業に5年以上の実務経験となっておりますね。この方々はまだ支援員の資格をお持ちではありませんので、当然補助員という形での従事になるかと思えます。それとあわせて、第9号の高卒者については、類似する事業に従事した者で、市長が適当と認めた者というふうに差がございます。ここら辺の差についてはどう解釈をすればよろしいでしょうか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

高校卒業以上の方につきましては、先ほども申し上げましたとおり、2年以上の経験を有する方と理解をしているところでございます。ですから、放課後児童健全育成事業で2年以上の継続従事ということで確認をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

ということは、類似する事業というのは、あくまでも放課後児童健全育成事業に従事した者と、今回10号に明示されました義務教育卒業者程度の方々と同じような業務という考え方でよろしいんですか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

そのとおりということで理解をしております。ただ、経験年数を高校卒業以上の方につきましては2年、それ以下の方につきましては5年ということで経験年数が問われているところでございます。

以上でございます。

○3番（田中栄一君）

こういった制度の改正によって現場が混乱する、そのしわ寄せが利用する児童とか保護者に降りかかると思うんですよ。厚生労働省あたり、そこら辺、質疑応答集なんかも十分出していると思うんですけれども、十分な周知と対応をされることを望みまして、質疑を終わります。

○議長（川口誠二君）

ほかございませんか。

○18番（三角真弓君）

1点、この条例の対象というのは、しょうがい者の方の放課後のそういうのに対してもこの条例が適用されるのでしょうか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

この条項につきましては、放課後児童支援員の受講資格でございます。各クラスごとに2名の配置が義務づけられているところでございます。必要に応じては加配という形で支援体制の充実を図っていただいているというのが現状でございます。

ちょっと質問趣旨とは違うかもしれませんが、必要に応じて支援員の加配という形で気になる子どもたちに対しての支援を充実していただいているのが現状でございます。

○18番（三角真弓君）

これは条例の関連になるかもわかりませんが、学校の敷地の中にこのような放課後児童の施設が併設されているのが多くて、これはもちろん文部科学省と厚生労働省との違いがあるかもわかりませんが、非常に勝手がいいのか悪いのか、ここら辺は学校教育課と子育て支援課の連携も図られていきながら、この条例の推進に当たっていただきたいということを要望したいと思います。

以上です。

○21番（森 茂生君）

お尋ねします。

今度の改正で支援員さんはどの程度ふえる見込みなのか、お尋ねします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

具体的に10号の関係では関係者が1名いらっしゃいます。この条例が通過すると受講資格を受けられて、夏場ぐらいに講習会がございます。そして、資格が年度末、2月、3月に資格証が届けられる状況でございます。今年度の受講に間に合えば、来年度からの実施に間に合うという形になるかと思います。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

総務省の資料によりますと、平成29年度で1万7,000人ぐらいの待機児童がいるという資料があります。今後、2019年度までに30万人の新たな受け皿をつくるということで、いわゆる待機児童の問題があつて人員確保ということになってきていると私は理解していますが、八女市の場合、この学童保育は待機児童がいるのかいないのか、それから保育所みたいに待機児童はいないけれども、隠れ待機、何というんですか、隠れた待機児童が学童保育の場合いるのかいないのか、お尋ねします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

学童保育所の場合も、通常の保育所と変わらないように、保育を必要とする方の子どもさんをお預かりしています。実質、待機児童がいるのかと申し上げますと、6月1日現在で3名の子どもさんがいらっしゃいます。通常の保育所と違いまして、月日が経過するごとに学校になれていただく、そのことによって学童保育所の児童数は減少傾向でございます。ですから、その減少傾向に伴って、待機の方たちをまた退所に伴って入れていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

放課後クラブなんかの待機児童というのは大都会ぐらいと私は思っていたんですけども、八女市にも3名ほどいるということですけども、そうした場合、いわゆる卒業していく人のあきを待つて解消するというお考えですか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

当該年度につきましては、そのような形で対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

これは国を挙げて待機児童解消をやっているわけですので、3名というのはそんな極端に多い数字じゃありませんので、何とか待機児童解消に向けて対策をとるべきだろうと私は思います。卒業してあくのを待つとったら、それこそ1年ぐらいかかるわけですので、そこら辺は何とか、恐らく中心部だろうと思います。むしろ、山間部は定員に達していないところもあるかもしれません。かといって、郡部に行ってくれというわけにはまいりませんので、やっぱりこちらのほうでそれなりの受け入れ体制をきちっとすぐにもとるべきだろうと私は思いますけれども、来年までしますか、それともすぐ対策をとられるか、そこら辺のところの考えをお尋ねします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

待機児童の対策でございますけれども、基本40人クラスを単位として考えておるところですけれども、言われるとおり、旧八女市のほうの待機児童がいるということでございます。事業主体のほうにできる限りその3人の受け入れについては極力お願いをしていきたいと考えております。来年まで待つていただくことにはなりませんので、1カ月でも早く入所できるように対応をしていただくように、委託先のほうに協議を毎月やっているところでございますけれども、できるだけ早目に解消していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

確認しますけれども、事業者のほうに極力すぐに対応してくれという旨をお願いするということによって理解してよろしいですね。よろしく申し上げます。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号 八女市乳幼児・こども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○8番（伊井 渡君）

議案第56号に対しまして反対の立場で討論をさせていただきます。

バブルが崩壊を始めたのは、平成10年ぐらいではないかと存じますが、それこそ優秀な、有名な大企業が、中小企業が、それから個人の事業者が倒産に遭われたり、リストラに遭っ

たり、あるいは企業の業績が大幅に悪化するなど、大変な不景気に入っていったと思いますが、その後、なかなかそういった不景気から以前のように回復ができずということで、現在、貧困世帯が全世帯の15%ほどにも達していると思います。また、年収、所得等が大幅に落ちられた家庭もあられるということで、そういった観点からすれば、この助成を現在、小学生までに適用されております月額1,200円を超える通院に係る医療費の助成を中学生までに拡大されますこと、本当にいいことではないかと存じます。しかし、反面、非正規社員と言われる方々が全従業員の3割から4割弱もおられ、若い方ほどその非正規社員率というのは高いということでございますし、収入、所得等が大幅に落ちておられる個人の方、多数おられる状況でございます。そういった方々、収入が少ない、あるいは永続的な仕事の確保が困難ということで、なかなか結婚、子づくりができない状況にあられます。

それで、そういった観点からすれば、やはりこの制度というものは中学生未満の全乳幼児、全児童を対象とするのではなく、貧困世帯や収入の少ない世帯の乳幼児、児童を対象とする所得制限を設けられるべきではないか、そのように思います。また、国は大変な少子・高齢化ということで、年間に医療費が1兆円弱近くふえ続けている、また団塊の世代の方々が後期高齢者、75歳になられますまでかなりのペースで医療費が膨らんでいくということでもございますし、国民健康保険制度自体も一般会計から繰り入れをせねばならないなど、大変厳しい状況にあることを踏まえれば、やはりこの制度というものは中学生以下の全員を対象とするのではなく、貧困世帯、あるいは所得の少ない世帯の乳幼児、児童を対象とする所得制限を設けられるべきではないかと存じます。

以上、簡単ではございますが、反対討論といたします。

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号 八女市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思

います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会へ付託をいたします。

議案第59号 八女市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の総務文教常任委員会へ付託いたします。

議案第60号 字の区域の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号 市道路線の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第62号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第63号 平成30年度八女市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算審査特別委員会を設け、付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。

委員の数は議長を除く25人にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は25人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。

先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

それでは、先例に従い、委員長に大坪副議長、副委員長に栗原総務文教常任委員長とする

ことに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により分科会を設け、審査していただきますようお願いいたします。

議案第64号 平成30年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会へ付託いたします。

議案第65号 八女市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○21番（森 茂生君）

提案理由書によりますと、生産性向上特別措置法により支援措置が拡大されたということですが、どのように拡大されたのか、お尋ねします。

○商工・企業誘致課長（仁賀木大助君）

今国会で公布されました生産性向上特別措置法についてでございますが、国において今後3年間を集中投資期間と位置づけられ、中小企業の生産性革命の実現のために市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援するという内容でございます。認定を受けた中小企業の設備投資につきましては、臨時・異例の措置といたしまして、地方税において償却資産に係る固定資産税の特例が条文の中に盛り込まれたところでございます。

引き続きですが、御説明いたしますが、課税標準額を市町村の条例でゼロから2分の1に定める割合というふうには固定資産税のことについては触れられております。支援の措置につきましては、今言いましたように、税制措置による固定資産税の減免、それから支援措置といたしまして税率をゼロにした自治体に対する投資促進のためのさらなる支援といたしまして、国のものづくり交付金事業というのがございますが、こちらの補助率が2分の1から3分の2へかさ上げされるという内容でございます。以上が支援措置でございます。

○21番（森 茂生君）

中小企業等となっておりますけれども、この中小企業といっても非常に幅が広くて、中小企業基本法の中小企業と租税特別措置法の中小企業と、それに付随して法人税法でも若干中小企業の規定が違ってきますけれども、この議案ではどの部分を指して中小企業を支援するのか、そこら辺の関係をちょっとお尋ねします。

○商工・企業誘致課長（仁賀木大助君）

資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主とされております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

それは固定資産税を減免する場合の規定であって、ほかの条項はそれ以外でもいいんでしょう。

○商工・企業誘致課長（仁賀木大助君）

はい、そのとおりでございます。固定資産税の件につきましては、ただいま申し上げました資本金1億円未満、それから1,000人以下の個人事業主となっておりますが、議員申されましたように、資本金、出資額の総額が3億円以下の会社、それから常時雇用する従業員の数が300人以下の会社、または個人というところが全体の範囲でございますが、そのとおりとなっております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

当然八女市としては減免をするわけですので、今までより収入が減る、この対象企業はどうなっていますか、八女市にはどれくらいありますか。

○商工・企業誘致課長（仁賀木大助君）

この法律に基づいて、市内の中小企業者、あるいは個人事業主が国のものづくり補助金事業について、もう既に申請がなされております。そういった関係につきましては、10社未満の数社がもう既に八女市内で国のものづくり補助金事業について手を挙げられているところでございますので、そちらの方々につきましては固定資産税の話が今後ついて回るんじゃないかならうかと思っているところでございます。

さらに、この事業については、法律ができたばかりでございますので、これからの告知によってどれだけの中小企業者が申し込まれるかということにつきましては、ちょっとつかんでおりません。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

申し込まれるかどうかは別として、何社ぐらいその対象企業があるのか、お尋ねします。

○商工・企業誘致課長（仁賀木大助君）

確実に言いましたところは10社未満の申請が国に出しておりますので、そちらの方々はもちろん八女市のほうに出てくると思います。（発言する者あり）引き続きですが、全体で10社未満は確実に申請があると思います。（発言する者あり）

対象企業数については、わかりかねます。八女市の中の1億円未満の企業、または個人となっておりますので、ちょっとわかりかねます。

○21番（森 茂生君）

これは税務課のほうかなんかで把握はできていないんですかね、把握できていませんか。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

税務課のほうで数の把握はしておりません。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

正直言って、私は把握できているものと思って質問していましたがけれども、把握していないというのは、ちょっとおかしいかなと私は思います。ですから、今後調査されて、どれくらい会社くらいは当然把握をすべきだろうと思いますので、今後その点よろしくお願ひします。

もう一つ気になりますのが、提案理由書にこう書かれています。議案第65号の下から2行目ですけれども、設備に係る固定資産税をゼロにする必要があるため、今回の改正をお願いするものでございます。固定資産税をゼロにする必要があるんですか。ゼロということはゼロ以外はないということだろうと思います。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えをいたします。

今回の法改正につきましては、ゼロから2分の1の間で市町村が条例で定めなさいということになってございます。今回、ゼロということをお願いをしておることにつきましては、特例でゼロにすることで、中小企業の事業者の方が設備投資をした際に、先ほどもありましたけれども、ものづくり補助金の優遇制度が受けられるということがございましたので、ゼロということをお願いをしておるところでございます。

以上です。

○21番（森 茂生君）

これ私の勘違いかどうかわかりませんが、ゼロにしなければこの優遇措置を受けられないということですか。先ほど税務課長が言われたように、この範囲がゼロから2分の1、市町村の判断により新規取得設備の固定資産が最大3年間、最大でゼロ、ですから、条例で定める場合はゼロから2分の1を乗じた額となっていますので、ゼロとは限らないわけです。ですから、ゼロにしなければ優遇措置を受けられないということですか。2分の1では受けられないということですか。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えをいたします。

先ほどのものづくり補助金の補助率が現在2分の1ということで聞いておりますけれども、固定資産の減免の特例率の2分の1を採用した場合につきましては、ものづくり補助金の補

助率は2分の1と、ただし、特例率をゼロにした場合につきましては、このものづくり補助金の補助率が3分の2までかさ上げされるということで理解をしておるところでございます。以上です。

○21番（森 茂生君）

ゼロにしたほうがより優遇措置が拡大されるということで理解してよろしいんですね。はい、わかりました。

その関係で、恐らく収入が減るから交付税算定がふえてくるだろうとここに書いてあります。基準財政収入額の減少額については市町村の条例で定める割合を用いてしますということですので、減った分は交付税措置されるということで理解してよろしいのでしょうか。

○財政課長（田中和己君）

そのとおりでございます。

○21番（森 茂生君）

ちょっと確認しますけれども、あくまで時限立法で3年間、3年間すれば、もうこの制度はなくなってしまうということで理解してよろしいですかね。

○商工・企業誘致課長（仁賀木大助君）

そのとおりでございます。平成30年度から32年度まででございます。

以上でございます。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第66号 財産の取得についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○21番（森 茂生君）

消防団員の新基準服ということですが、この指名競争入札、何社が指名をされたのか。それから、予定価格、もし言えるのであれば予定価格、それと落札率をお願いします。

○総務課長（野田勝広君）

契約の関係で総務課のほうからお答えをいたします。

指名業者につきましては10社で、そのうち2社が辞退ということで、8社で入札を行いまして、落札をしております。落札率は37.37%でございます。予定価格につきましては、35,000千円でございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

えらい安かったですね。37%ですかね、落札率、ちょっと確認します。

○総務課長（野田勝広君）

37.37%でございます。

○21番（森 茂生君）

恐らく2,000という数字が出てきていますので、聞くところによると、福岡県で一番多いという話もありますので、そのような数字が出てきたんでしょうけれども、それにしても非常に安いと思っております。

2,000着ですので、消防団員が1,800人程度ですので、余分に、あるいはそれ以外の人も着ましようけれども、これは一斉にかえると、今までの服を全部総入れかえだろーと思えます。そうすると、着物にも耐用年数があるかどうかかわからないんですけども、何年間でこの基準が見直されるのか、あるいは何年間ぐらいしたら通常かえられるのか、今までのは何年ぐらいだったのか、お尋ねします。

○防災安全課長（石川幸一君）

御説明申し上げます。

この基準が総務省消防庁のほうから出されておりますが、平成26年2月に新しい基準が設けられているのが一つですね。その前の基準がいつ公布されたかというのは、ちょっと手元に資料がございませんのでわかりません。後日お知らせしたいと思います。

今回の特に統一するといいますか、切りかえる主な理由の一つが、八女市消防団につきましては、旧合併前の市町村ごとに消防団が合併当時設けられておりまして、その当時の消防団の服装をそれぞれそのまま採用して着ておったわけですが、平成27年4月に一つの消防団、八女市消防団として統一しました。そういうこともありまして、全団員同じ制服、活動服を着るべきということで、今回の消防庁の基準見直しとあわせて、今回の消防服を全

団員分切りかえたところでございます。

ただ、今後、何年ほど着るかということにつきましては、なかなか私どものほうではわからないというお答えとさせていただきたいと思います。

以上です。

○21番（森 茂生君）

恐らく卒業した団員さんのを今度は戻して、新しい団員さんにお下がりというんですかね、ずっとそういうふうにして使っていくんだろうと思います。それはそれでいいんですけども、ここに消防庁長官の告示がありますけれども、消防団は全部の消防団員の数に相当する数の制服、夏服及び活動服を配備するものとするということになっております。国のほうで全団員支給及び貸与しなさいとなっております。活動服は活動上着、活動ズボン及び略帽とすとなっていますけれども、一つちょっと気になるのが、この中に帽子は入っていないんですか。この基準では帽子までワンセットみたいになっているんですけども、帽子は買わないということですか。

○防災安全課長（石川幸一君）

御説明申し上げます。

帽子につきましては、基準では略帽となっておりますが、八女市の場合はアポロキャップを採用しております、昨年度、全団員分統一したアポロキャップを先行して購入、配備しております。

先ほど議員のほうから制服について着回しといいますか、引き継ぐというような御意見がございましたが、今回購入するものは活動服でございまして、個人ごとに支給するタイプにしております、切りかえといいますか、お下がりはしないように考えております。そのため、今1,752名の団員でございますのを2,000着、ここ数年、新団員分まで合わせて購入をさせていただくということで計画をしておったところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

もう一つ気になりますのが、3条において消防団は全部の消防団員の数に相当する数の安全帽、救助用半長靴、眼鏡云々となっております。私たちが以前、消防団のときは上下は支給されましたけれども、長靴は自分で買っていたと記憶していますけれども、八女市の場合、長靴はどうなっておりますか。

○防災安全課長（石川幸一君）

御説明申し上げます。

2年前に全団員分の安全靴、訓練とか活動に際して使います安全靴を全団員分購入しております。全団員と申しますか、旧八女と旧上陽の消防団員についてのみ購入したということ

です。八女東部のほうの団員はその以前から安全靴を購入しておったということで、不足している、持っていない団員の分を2年前に購入したということで、今、全団員が市から支給されました安全靴を持っておるといふことで御理解いただきたいと思ひます。

○21番（森 茂生君）

安心しました。特に靴なんかは、現場に行きますと、くぎを踏み抜くといふのがよくあるんですけれども、安全靴だったら安心だろうと思ひます。

この消防の通達を見ますと、交付税措置を大幅に増加させる予定です。都道府県においても、地域の実情を踏まえつつ、市町村における装備の充実に対する財政上の支援について検討していただくようお願いをいたしますといふことで、国のほうから県のほうにも要望がござっております。それで、市町村におかれましては、規則を改正する必要がありますので、御留意くださいといふふうな通知になっているかと思ひますけれども、これ計算しますと1着7千円ぐらいの上下ですけれども、国、県のお金、実質八女市が出す分は幾らぐらいになるのか、計算ができたらお願いします。

○防災安全課長（石川幸一君）

今、議員のほうから御指摘のありました財政措置でございまして、具体的に単価とか割合とか、そういうのは決まっておるものではございませぬ。ですので、今後、地方交付税等で措置されるんじゃないかとこちらは思っておりますので、現時点では幾らとした確実な数値の御返事はできないといふことで御理解をお願いします。

○21番（森 茂生君）

手元の資料では、消防団の装備の基準の改正に伴い、消防団の装備については地方交付税を大幅増額し、標準団体、いわゆる10万人ですけれども、約10,000千円といふのがここに載っておりますけれども、詳しくはわからないといふことであればいいんですけれども、国、県から大部分は来るといふことで理解してよろしいのでしょうか。

○防災安全課長（石川幸一君）

その基準については、あくまでもモデルといひますか、基本的な人口に対する団員の割合とかがあるんですよ。ですので、八女市の場合は団員数が人口の割合には他自治体よりも多いといふことで、なかなかそういう面では市からの持ち出しといふのは多くなってくると思ひます。しかし、八女市については、本当に消防団員といふのが地域の活性化なり、安全・安心を守るための貴重な資源といひますか、人材でございまして、こうした市からの措置をさせていただいているといふことで御理解をお願いします。

○21番（森 茂生君）

この通達の中に、改正後の消防団員服制基準に従い、服制に関する規則を改正する必要がありますので、御留意ください。市町村では規則を変えなさいといふ指示だろうと思ひます

けれども、規則は変えられておりますか。

○防災安全課長（石川幸一君）

八女市の場合の規則につきましては、国に準ずるという形でしておりますので、特に細かくは定めておりません。ですので、いわゆる国に準じているということで御理解をいただいて、改正できているということで御理解いただいていいと思います。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。13日まで予定をしておりました議案審議の日程が本日終了いたしましたので、明日13日は休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、明日13日は休会とすることに決しました。

会期日程に従い、14日から委員会となっておりますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時5分 散会